

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長

} 殿

こ ども 家 庭 庁 長 官
(公 印 省 略)

こども家庭庁設置法等の施行について

こども家庭庁設置法（令和 4 年法律第 75 号。以下「設置法」という。）、こども家庭庁組織令（令和 5 年政令第 125 号。以下「組織令」という。）、こども家庭審議会令（令和 5 年政令第 127 号。以下「審議会令」という。）、こども政策推進会議令（令和 5 年政令第 128 号。以下「推進会議令」という。）及びこども家庭庁組織規則（令和 5 年内閣府令第 38 号。以下「組織規則」という。）（以下「こども家庭庁設置法等」という。）が本日施行しました。

これらの内容は下記のとおりとなりますので、格別の配慮をお願いするとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対してもこの旨周知願います。

（参考）各法令の条文は、下記のリンクを御参照ください。

こども家庭庁ホームページ(<https://www.cfa.go.jp/laws/>)

記

第 1 趣旨

こどもや若者に関する施策については、これまでも待機児童対策、幼児教育・保育の無償化及び児童虐待防止対策の強化など各般の施策の充実に取り組んできたものの、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっておらず、また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなどこどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけた。このような危機的な状況を踏まえると、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務である。

このため、今般、こども政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有し、こどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を推進するこども家庭庁を設置するこども家庭庁設置法等を定めることとしたこと。

第 2 こども家庭庁の設置等

- 1 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置し、こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官

(以下「長官」という。)とすること(設置法第2条関係)。

- 2 こども家庭庁は、心身の発達の過程にある者(以下「こども」という。)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とすること(設置法第3条第1項関係)。
- 3 2に定めるもののほか、こども家庭庁は、2の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とすること(設置法第3条第2項関係)。
- 4 こども家庭庁は、3の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする(設置法第3条第3項関係)。
- 5 長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる(設置法第5条関係)。
- 6 こども家庭庁は、内閣府設置法(平成11年法律第89号)第53条第2項に規定する庁とするとともに、内閣府設置法第53条第2項の規定に基づきこども家庭庁に置かれる官房及び局の数は、3以内とすること(設置法第9条関係)。

第3 こども家庭庁の内部部局

- 1 こども家庭庁に長官官房並びに成育局及び支援局を置くこと(組織令第1条関係)。
- 2 長官官房
 - (1) 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどること(組織令第2条関係)。
 - 一 機密に関すること。
 - 二 こども家庭庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
 - 三 長官の官印及び庁印の保管に関すること。
 - 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
 - 五 法令案その他の公文書類の審査に関すること。
 - 六 こども家庭庁の保有する情報の公開に関すること。
 - 七 こども家庭庁の保有する個人情報の保護に関すること。
 - 八 こども家庭庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関すること。
 - 九 こども家庭庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
 - 十 こども家庭庁の行政の考査に関すること。
 - 十一 国会との連絡に関すること。
 - 十二 広報に関すること。
 - 十三 こども家庭庁の機構及び定員に関すること。
 - 十四 こども家庭庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
 - 十五 こども家庭庁所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

- 十六 東日本大震災復興特別会計の経理のうちこども家庭庁の所掌に係るものに関する
こと。
- 十七 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理の
うちこども家庭庁の所掌に係るものに関すること。
- 十八 こども家庭庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 十九 こども家庭庁の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 二十 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の規定による大
学等における修学の支援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
- 二十一 こども家庭庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 二十二 こども家庭審議会の庶務に関すること（成育局の所掌に属するものを除く。）。
二十三 こども政策推進会議の庶務に関すること。
- 二十四 こども施策（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこ
ども施策をいう。以下同じ。）に対するこども等の意見の反映に関する基本的な政策
の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十五 こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容に関する知識の普及
並びに国民の関心及び理解の増進に関すること。
- 二十六 こども大綱（こども基本法第9条第1項に規定するこども大綱をいう。以下同
じ。）の策定及び推進に関すること。
- 二十七 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第7条第1項に規定する大綱
の策定及び推進に関すること。
- 二十八 子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律
第71号）第8条第1項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱をいう。以下同じ。）
の策定及び推進に関すること。
- 二十九 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第8条第1項
に規定する大綱の策定及び推進に関すること。
- 三十 こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性に関する総合的な調査に関する
こと。
- 三十一 こども家庭庁の所掌事務に関する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及
び立案並びに推進に関すること。
- 三十二 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案
並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和22年法律第5号）第12
条第2項第2号に掲げる事務を除く。）。
ア こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現
に向けた基本的な政策に関する事項
イ 結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に
向けた基本的な政策に関する事項
ウ 子ども・若者育成支援（子ども・若者育成支援推進法第1条に規定する子ども・
若者育成支援をいう。以下同じ。）に関する事項
- 三十三 第2の2の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関
して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図る

ために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

三十四 一から三十三までに掲げるもののほか、こども家庭庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(2) 長官官房に、次の職を置き、それぞれ次の職務を定めること（組織令第5条から第7条まで関係）。

一 官房長 命を受けて、長官官房の事務を掌理する。

二 審議官三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。） 命を受けて、こども家庭庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

三 公文書監理官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。） 一人 命を受けて、こども家庭庁の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

四 参事官一人（併任の者を除く。） 命を受けて、こども家庭庁の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

(3) 長官官房に、総務課及び参事官一人を置くこと（組織令第8条関係）。

(4) 長官官房総務課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第9条関係）。また、同課に、経理室（室長を含む。）並びに企画官一人（併任の者を除く。）、人事調査官一人及びサイバーセキュリティ・情報化企画官一人を置くこと（組織規則第1条関係）。

一 機密に関すること。

二 こども家庭庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関すること。

四 長官の官印及び庁印の保管に関すること。

五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

七 こども家庭庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

八 こども家庭庁の保有する情報の公開に関すること。

九 こども家庭庁の保有する個人情報の保護に関すること。

十 こども家庭庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関すること。

十一 こども家庭庁の所掌事務に関する総合調整に関すること（長官官房参事官の所掌に属するものを除く。）。

十二 こども家庭庁の行政の考査に関すること。

十三 こども家庭庁の事務能率の増進に関すること。

十四 国会との連絡に関すること。

十五 広報に関すること。

十六 こども家庭庁の機構及び定員に関すること。

十七 こども家庭庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十八 こども家庭庁所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

十九 東日本大震災復興特別会計の経理のうちこども家庭庁の所掌に係るものに関する
こと。

二十 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理の
うちこども家庭庁の所掌に係るものに関すること。

二十一 庁内の管理に関すること。

二十二 こども家庭庁所属の建築物の営繕に関すること。

二十三 こども家庭庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

二十四 こども家庭庁の職員に貸与する宿舎に関すること。

二十五 こども家庭庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

二十六 大学等における修学の支援に関する法律の規定による大学等における修学の支
援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

二十七 一から二十六に掲げるもののほか、こども家庭庁の所掌事務で他の所掌に属し
ないものに関すること。

(5) 長官官房参事官は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第10条関係）。また、
長官官房に、同参事官の職務を助ける少子化対策企画官一人を置くこと（組織規則第2条
関係）。

一 こども家庭庁の所掌事務に関する総合調整（政策の企画及び立案に関するものに限
る。）に関すること。

二 こども家庭庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

三 こども家庭審議会の庶務に関すること（成育局の所掌に属するものを除く。）。

四 こども政策推進会議の庶務に関すること。

五 こども施策に対するこども等の意見の反映に関する基本的な政策の企画及び立案並
びに推進に関すること。

六 こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容に関する知識の普及並び
に国民の関心及び理解の増進に関すること。

七 こども大綱の策定及び推進に関すること。

八 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する大綱の策定及び推進に関すること。

九 子ども・若者育成支援推進大綱の策定及び推進に関すること。

十 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第1項に規定する大綱の策定及び推進
に関すること。

十一 こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性に関する総合的な調査に関する
こと。

十二 こども家庭庁の所掌事務に関する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び
立案並びに推進に関すること。

十三 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並
びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第12条第2項第2号に掲げる事
務を除く。）。

ア こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実
現に向けた基本的な政策に関する事項

イ 結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に

向けた基本的な政策に関する事項

ウ 子ども・若者育成支援に関する事項

十四 第2の2の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

3 成育局

(1) 成育局は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第3条関係）。

一 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること（同法第69条第1項の規定による拠出金の徴収（以下「拠出金の徴収」という。）に関することを除く。）。

三 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）に関する制度に関すること。

四 児童福祉施設等（保育所、児童厚生施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、障害児入所施設及び児童発達支援センター（それぞれ児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所、児童厚生施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、障害児入所施設及び児童発達支援センターをいう。以下同じ。）並びに認定こども園（保育に係る部分に限る。五及び六において同じ。）をいう。以下同じ。）及びその職員を養成する施設の施設及び設備の整備に関すること。

五 四に掲げるもののほか、保育所、認定こども園、児童厚生施設及び助産施設並びにこれらの職員を養成する施設に関すること。

六 四及び五（保育所及び認定こども園並びにこれらの職員を養成する施設に係る部分に限る。）に掲げるもののほか、こどもの保育に関すること。

七 四及び五（児童厚生施設及びその職員を養成する施設に係る部分に限る。）に掲げるもののほか、こどものある家庭における子育ての支援体制の整備並びに地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保に関すること。

八 こどもの福祉のための文化の向上に関すること。

九 児童福祉法に規定する児童委員に関すること（同法の規定による主任児童委員の指名に関することを除く。）。

十 こども及び子育てに関する相談及び情報の提供のための体制の整備の推進に関すること。

十一 こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十二 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う独立行政法人日本スポーツ振興セ

ンター法（平成 14 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項第 7 号に規定する災害共済給付に関すること。

十三 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）第 8 条第 1 項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。

十四 こどもの保健の向上に関すること（児童福祉法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関すること及び支援局の所掌に属するものを除く。）。

十五 四及び五（助産施設及びその職員を養成する施設に係る部分に限る。）に掲げるもののほか、妊産婦その他母性の保健の向上に関すること。

十六 成育医療等基本方針（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号）第 11 条第 1 項に規定する成育医療等基本方針をいう。以下同じ。）の策定及び推進に関すること。

十七 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号）の規定による一時金の支給等に関すること。

十八 こどもの権利利益の擁護に関すること（他省並びに長官官房及び支援局の所掌に属するものを除く。）。

十九 こども家庭庁の所掌事務に関する科学技術に関する事務の総括に関すること。

二十 保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設等の入所措置に関する費用の監査に関すること（支援局の所掌に属するものを除く。）。

二十一 年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の経理に関すること（拠出金の徴収に関することを除く。）。

二十二 こども家庭審議会に置かれる分科会の庶務の処理に関すること。

（3）成育局に、総務課、保育政策課、成育基盤企画課、成育環境課、母子保健課及び安全対策課並びに参事官一人を置くこと（組織令第 11 条関係）。

（4）成育局総務課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第 12 条関係）。

一 成育局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会の庶務の処理に関すること。

三 一及び二に掲げるもののほか、成育局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（5）成育局保育政策課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第 13 条関係）。また、同課に、認可外保育施設担当室（室長を含む。）及び業務管理体制検査官二人（併任の者を除く。）を置き、認可外保育施設担当室に、指導監査官四人を置くこと（組織規則第 3 条関係）。

一 子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること（拠出金の徴収に関すること並びに成育環境課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二 認定こども園に関する制度に関すること。

三 保育所及び認定こども園（保育に係る部分に限る。）に関すること（成育基盤企画課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

- 四 三に掲げるもののほか、こどもの保育に関すること。
- 五 成育局の所掌事務に関する政策の基本となる事項の調査に関する調整に関すること。
- (6) 成育局成育基盤企画課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第14条関係）。
- 一 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
 - 二 小学校就学前のこどもの成育に関する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関すること。
 - 三 保育所及び認定こども園におけるこどもの保育の内容に関すること。
 - 四 保育所及び認定こども園（保育に係る部分に限る。五において同じ。）の職員の資格及び資質の向上に関すること。
 - 五 保育所及び認定こども園の職員を養成する施設に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 成育局成育環境課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第15条関係）。また、同課に、児童手当管理室（室長を含む。）を置くこと（組織規則第4条関係）。
- 一 児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する児童手当及び同法附則第2条第1項の給付に関すること。
 - 二 児童厚生施設及びその職員を養成する施設に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 二に掲げるもののほか、こどものある家庭における子育ての支援体制の整備並びに地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保に関すること（成育基盤企画課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
 - 四 児童福祉法に規定する児童委員に関すること（同法の規定による主任児童委員の指名に関するものを除く。）。
 - 五 こども及び子育てに関する相談及び情報の提供のための体制の整備の推進に関すること。
- (8) 成育局母子保健課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第16条関係）。
- 一 妊産婦、乳児及び幼児の保健指導及び健康診査に関すること。
 - 二 一に掲げるもののほか、こどもの保健の向上に関すること（児童福祉法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関すること及び支援局の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 助産施設及びその職員を養成する施設に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。
 - 四 一及び三に掲げるもののほか、妊産婦その他母性の保健の向上に関すること。
 - 五 成育医療等基本方針の策定及び推進に関すること。
 - 六 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の規定による一時金の支給等に関すること。
 - 七 こども家庭庁の所掌事務に関する科学技術に関する事務の総括に関すること。
 - 八 こども家庭審議会成育医療等分科会の庶務の処理に関すること。

(9) 成育局安全対策課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第 17 条関係）。また、同課に、企画官一人を置くこと（組織規則第 5 条関係）。

- 一 こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 7 号に規定する災害共済給付に関すること。
- 三 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。
- 四 こどもの権利利益の擁護に関すること（他省並びに長官官房及び支援局の所掌に属するものを除く。）。

(10) 成育局参事官は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第 18 条関係）。

- 一 子ども・子育て支援法第 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業に関する交付金に関すること。
- 二 児童福祉施設等及びその職員を養成する施設の施設及び設備の整備に関すること。
- 三 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和 55 年法律第 91 号）第 1 条第 3 項に規定する指定法人に関すること。
- 四 こどもの福祉のための文化の向上に関すること。
- 五 保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設等の入所措置に要する費用の監査に関すること（支援局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の経理に関すること（拠出金の徴収に関するものを除く。）。
- 七 こども家庭審議会児童福祉文化分科会の庶務の処理に関すること。

4 支援局

(1) 支援局は、次に掲げる事務をつかさどる（組織令第 4 条関係）。

- 一 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、障害児入所施設及び児童発達支援センター並びにこれらの職員を養成する施設に関すること（成育局の所掌に属するものを除く。）。
- 二 一（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設並びにこれらの職員を養成する施設に係る部分に限る。）に掲げるもののほか、こどもの養護に関すること。
- 三 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）に規定する児童扶養手当に関すること。
- 四 三に掲げるもののほか、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進に関すること。
- 五 一から四までに掲げるもののほか、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること（成育局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 こどもの自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 24 項に規定する自立支援医療をいう。以下同じ。）に関すること。
- 七 こどもの虐待の防止に関すること。
- 八 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）の規定によるいじめの防止等に関

する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。

九 子ども・若者育成支援に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進（子ども・若者育成支援推進大綱の策定及び推進を除く。）に関すること。

十 障害児入所施設の入所措置に関する費用の監査に関すること。

（２）支援局に、総務課、虐待防止対策課、家庭福祉課及び障害児支援課を置くこと（組織令第 19 条関係）。

（３）支援局総務課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第 20 条関係）。また、同課に、企画官一人を置くこと（組織規則第 6 条関係）。

一 支援局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 いじめ防止対策推進法の規定によるいじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。

三 一及び二に掲げるもののほか、支援局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（４）支援局虐待防止対策課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第 21 条関係）。また、同課に、企画官一人を置くこと（組織規則第 7 条関係）。

一 保護者のないこども、保護者に監護させることが不適当であるこどもその他の保護が必要なこどもの支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 児童相談所に関すること。

三 こどもの虐待の防止に関すること。

四 子ども・若者育成支援に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進（子ども・若者育成支援推進大綱の策定及び推進を除く。）に関すること。

五 支援局の所掌事務に関する政策の基本となる事項の調査に関する調整に関すること。

（５）支援局家庭福祉課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第 22 条関係）。また、同課に、企画官一人及び児童扶養手当特別指導監査官三人以内を置くこと（組織規則第 8 条関係）。

一 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター並びにこれらの職員を養成する施設に関すること（成育局の所掌に属するものを除く。）。

二 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する措置解除者等の自立のために必要な支援に関すること。

三 里親に関すること。

四 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）の規定による養子縁組あっせん事業に関すること。

五 一（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設並びにこれらの職員を養成する施設に係る部分に限る。）及び二から四までに掲げるもののほか、こどもの養護に関すること。

六 児童扶養手当法に規定する児童扶養手当に関すること。

七 六に掲げるもののほか、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進に関すること。

八 一から七までに掲げるもののほか、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること（成育局並びに虐待防止対策課及び障害児支援課の所掌に属するものを除く。）。

九 国立児童自立支援施設の組織及び運営一般に関すること。

（6）支援局障害児支援課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第23条関係）。

一 障害児入所施設及び児童発達支援センター並びにこれらの職員を養成する施設に関すること（成育局の所掌に属するものを除く。）。

二 一に掲げるもののほか、障害のあるこどもの福祉の増進に関すること。

三 こどもの自立支援医療に関すること。

四 障害児入所施設の入所措置に関する費用の監査に関すること。

第4 こども家庭庁に置かれる機関等

1 こども家庭審議会

（1）こども家庭庁に、こども家庭審議会を置くこと（設置法第6条第1項関係）。

（2）こども家庭審議会の委員及び臨時委員は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、それぞれ内閣総理大臣が任命すること（審議会令第2条関係）。

（3）こども家庭審議会の庶務は、こども家庭庁長官官房参事官において総括し、及び処理するとともに、同審議会に、次の分科会を置き、それぞれ次の課又は参事官において処理すること（審議会令第5条及び第9条関係）。

一 子ども・子育て支援等分科会 こども家庭庁成育局総務課

二 児童福祉文化分科会 こども家庭庁成育局参事官

三 成育医療等分科会 こども家庭庁成育局母子保健課

2 旧優生保護法一時金認定審査会

（1）1に定めるもののほか、別に法律で定めるところによりこども家庭庁に置かれる審議会等は、旧優生保護法一時金認定審査会とし、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによること（設置法第6条第2項関係）。

（2）旧優生保護法一時金認定審査会の庶務は、こども家庭庁成育局母子保健課において処理する（こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第126号。令和5年4月1日施行）による改正後の旧優生保護法一時金認定審査会令（令和元年政令第36号）第4条関係）。

3 こども政策推進会議

（1）別に法律の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、こども政策推進会議とすること（設置法第8条関係）。

(2) こども政策推進会議の庶務は、こども家庭庁長官官房参事官において処理すること（推進会議令第2条関係）。

4 こども家庭庁に、国立児童自立支援施設を置くこと（組織令第24条関係）。なお、その所掌事務、名称、位置等の詳細は、従前と同じであること（組織規則第9条から第20条まで関係）。

5 こども家庭庁に、こども家庭庁顧問及びこども家庭庁参与を置くことができること（組織規則第21条及び第22条）。

第5 その他

1 政府は、設置法の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。（設置法附則第2項関係）

2 第3の2（2）二の長官官房に置かれる審議官のうち関係のある他の職を占める者をもって充てられる審議官は、令和8年3月31日まで置かれるものとする（組織令附則第2項関係）。

3 こども家庭庁設置法等は、いずれも令和5年4月1日から施行すること。

4 その他、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）及びこども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により、児童福祉法その他の関係法律及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）その他の関係政令について、長官の権限を定める等関係規定の整備を行うとともに、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び政令について、所掌事務の変更等関係規定の整備を行うこととし、令和5年4月1日から施行するほか、これらの施行に関し必要な経過措置を定めることとしたこと。

こども家庭庁組織図概要

別紙 1

- 長官をトップに、長官官房、成育局、支援局の1官房2局体制として、審議官2、課長級ポスト14、室長級ポスト11を設置（併任を除く）。
- 定員については、組織全体で430人（内部部局350人、施設等機関80人）。

※ [] は併任のポスト

こども家庭庁長官

内部部局

【長官官房計 97人】

長官官房（官房長）

審議官（成育局担当）

審議官（支援局担当）

審議官（総合政策等担当）
* 3年時限

【内部部局計 350人】

成育局

【成育局計 160人】

【支援局計 93人】

支援局

【課長級ポスト】

総務課

公文書監理官

参事官（会計担当）

参事官（人事担当）

参事官（日本版DBS担当）

参事官（総合政策担当）

総務課

保育政策課

成育基盤企画課

成育環境課

母子保健課

安全対策課

参事官（事業調整担当）

総務課

虐待防止対策課

家庭福祉課

障害児支援課

【室長級ポスト】

経理室

企画官（広報・文書担当）

企画官（地方連携・DX等担当）

人事調査官

サイバーセキュリティ・情報化企画官

少子化対策企画官

認可外保育施設担当室

児童手当管理室

企画官（日本版DBS担当）

企画官（いじめ・不登校防止担当）

企画官（こども若者支援担当）

企画官（ひとり親家庭等支援担当）

施設等機関【施設計 80人】

国立児童自立支援施設

（きぬ川学院、武蔵野学院）

趣旨

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置

2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする

3. こども家庭庁の所掌事務

(1) 分担管理事務（自ら実施する事務）

- ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
 - ・こどもの保育及び養護
 - ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
 - ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
 - ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
 - ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・こどもの保健の向上
 - ・こどもの虐待の防止
 - ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
 - ・こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
 - ・こども大綱の策定及び推進
- 等

(2) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）

- ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

4. 資料の提出要求等

- ・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする

5. 審議会等及び特別の機関

- ・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議するこども家庭審議会等を設置し、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等の機能を移管するとともに、こども基本法の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議とする。

6. 施行期日等

- ・令和5年4月1日
- ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行う。

概要

1. 関係法律の整備

- (1) 関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に関係する法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整理を行う
- (2) 幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、学校教育法及び児童福祉法を改正し、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定めるに当たり、それぞれ内閣総理大臣又は文部科学大臣に協議することとする規定を設ける
- (3) そのほか、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定を整備するなど、関係法律の規定の整備を行う（医療法、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 等）

2. 行政組織に関する法律の整理

- (1) 内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省について、こども家庭庁にその権限の一部が移管されることに伴い、所掌事務の規定並びに審議会及び特別の機関の規定の整理を行う
- (2) こども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣※を置き、当該大臣が掌理する事務に関する規定を整理する
※ 各省大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求める権限や勧告する権限等を有する

3. 経過措置

- ・ 関係大臣の権限を内閣総理大臣の権限としたこと等に伴い、必要となる経過措置を置く

4. 施行期日

- ・ こども家庭庁設置法の施行の日（令和５年４月１日）